

緊急事態宣言解除に伴う来島者の皆さまへのお願い

国による緊急事態措置期間が令和3年9月30日（木）をもって解除することが決定されましたが、沖縄県は令和3年10月1日（金）～10月31日（日）まで感染拡大を抑止させ医療・経済・暮らしを回復させるための準備期間としました。

それを受け座間味村では、沖縄県対処方針に準じて以下のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

本村は、脆弱な医療体制で入院病棟もないため村内で感染が拡大した場合、医療崩壊が起きてしまうことをご理解頂き、自分や大切な人、村民の生命と健康を守るため、特にマスクにつきましては、公共交通の利用時、村内移動中、村内商店や事業所等を利用される際にも着用の徹底をして頂き、油断なく基本の感染症対策と体調管理の徹底をお願いいたします。

来島者の皆さまへは、大変ご不便をおかけいたしますが、感染の再拡大を防ぐ重要な局面であることをご理解いただき、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○期間中の船舶の運航について

- ・定期船及びケラマ航路（座間味村 → 阿波連港）は通常通り運航いたします。

○公共施設の使用について

- ・村内の公共施設の使用時間は、20時までといたしますが、ご利用の際は感染症対策を徹底して頂きますようお願いいたします。
- ・キャンプ場及びコテージは通常通り開設いたしますが、ご利用の際は感染症対策を徹底し、夜の9時以降は大声で話したり騒いだりしないようお願いいたします。
- ・ビーチをご利用の際は、熱中症に注意しながら感染症対策を徹底して頂きますようお願いいたします。

○村内の飲食店利用について

- ・20時までの時短営業となっておりますが、酒類の提供は11時から19時までとなります。
- ・「感染防止対策認証店」においては、21時までの営業で酒類の提供は20時までとなります。

○飲食に関する要請について

- ・村内外において、時短要請に応じていない店舗への利用はやめてください。
- ・感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えてください。
- ・飲食店では、大声を出さないでください。会話時にはマスク着用の徹底をお願いいたします。
- ・本島と本村を結ぶ定期船及び村内航路みつしまの船内での飲食は、必要最小限に控えてください。

○本村への来訪について

- ・居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、慎重にご検討ください。来訪する場合は、ワクチン接種を完了又は本村入域前（3日前程度から直前まで）にPCR等検査で陰性をご確認頂くとともに、2週間前からの十分な健康観察と感染防止対策を徹底したうえでお越しくださいますようお願いいたします。また、体調不良の場合は回復してからお越しくださいますようお願いいたします。
- ・来訪後は、安心してお過ごしいただくために各事業者のガイドラインに沿ってお過ごしください。

[経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間（沖縄県対処方針）.pdf](#)

令和3年9月30日

座間味村長 宮里 哲